

「モリング環境プロジェクト」会員規約

第1条 名称

この任意団体の名称はモリング環境プロジェクト（以下「MEP」という。）とします。

第2条 事務所

MEPの事務局及び事務所は、岡山市北区津島中1-1-1岡山大インキュベータに置きます。

第3条 目的

MEPはモリングの栽培活動を通じて環境・健康・産業面での貢献を目指すことを目的として令和3年10月1日に設立します。

尚、本規約は、MEP並びに会員の入会、権利義務、入退会等、MEPの運営並びに会員活動の基本事項や、MEPが提供するサービスの利用に関する基本的な事項を定めます。

第4条 活動・事業の種類

MEPは、前条の目的を達成する為にモリング環境プロジェクト活動を行い次の事業を展開します。

- (1)栽培種子の提供
- (2)会員寄付金の募集及びヒューマン・ヘルス株式会社（以下「HH」という。）からの寄付金受け入れ
- (3)会員のサポート（モリングの栽培・製品化・販売等）
- (4)モリング環境プロジェクト推進の為に普及活動
- (5)その他モリング環境プロジェクト目標達成に必要な活動

第5条 会員

- (1)会員はMEP活動の主旨・目的に賛同したものとする。
- (2)会員は本活動に賛同し寄付金を提供したものとする。

第6条 入会

MEPへの入会は、本規約及び別途「モリング環境プロジェクト」入会に関する確認事項を承諾の上、MEP所定の入会申込書を提出し、MEP事務局の承認を得た個人、法人、団体をいいます。

第7条 会員の種別

1、会員は以下の種別に分けるものとします。

- 1) 就農事業者 モリングを栽培するA・B型事業所・農業法人・農業従事者

- 2) 一般事業者 モリंगाを栽培しない一般企業や農業従事者
- 3) 個人 一般消費者

2、会員は別途定める「モリंगा環境プロジェクト」入会に関する別途確認事項に基づきプロジェクトの一員として活動をすることができます。

第8条 入会不可事項

MEPは、入会申込者が以下の項目に該当する場合は、入会の承認をしない場合があります。

- (1)当 MEP の概要の趣旨に賛同していないと判断した場合
- (2)入会申込書の記載事項に虚偽の記載があったと判明した場合
- (3)会員になろうとする者が著しく社会規範に反する場合、又は、その恐れがあると判断した場合
- (4)会社更生法、民事再生法等による手続きを行なっている法人等の場合
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものである場合
- (6)無限連鎖講（ねずみ講）、連鎖販売取引（マルチレベルマーケティング・ネットワークビジネス）、アダルト・風俗関連・国内未承認の医薬品・医療機器・危険ドラッグ・合法ハーブなど、宗教信仰にかかわる勢力拡大・布教活動・靈感霊能・スピリチュアル系など非科学的な占い等の業種の場合
- (7)その他、会員となることを不相当と判断した場合

第9条 会費及び支払方法

- 1、入会費及び会費 無料

第10条 有効期間

会員資格の有効期間は、当 MEP が入会申込書を受付その入会を承認した時から1年間とし、以後、第16条、第17条及び18条に基づく会員資格の喪失がない限り自動的に更新されるものとします。

第11条 役員と役割

会長 1名 MEP を代表し会務を統括する

監事 1名 本会の活動及び会計を監査する。

尚、監事は会長・副会長・会計・総務を兼ねる事は出来ない。

副会長・会計・総務は必要に応じて若干名を置く

第12条 会員の権利及びサービスの内容

- 1、当 MEP は、本契約に基づき、会員に対し「モリング環境プロジェクト」の概要に記載するサービスを提供します。
- 2、提供するサービス及び諸条件は MEP 書面・メール・HP などでお知らせします。
- 3、当 MEP は、提供するサービスについて適宜見直し、HH の HP の事前告知をもって、サービスの一部もしくは全部を変更・中止・中断することができるものとします。

第13条 譲渡禁止等

会員は、会員規定に基づく権利および義務を第三者に譲渡または移転をし、貸与または担保に供する行為はできません。

第14条 会員情報

- 1、当 MEP は、会員が登録した情報および会員によるサービスの利用履歴等の情報（以下、「会員情報」という）は会員情報として適正に管理することに努めます。
- 2、当 MEP の目的を達成する為 HH のスタッフを使います。については同スタッフには会員情報が提供出来るものとし、前項1に同様、適正かつ厳重に管理します。
- 3、当 MEP は、前項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供しません。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)本人の同意がある場合
 - (3)法令により要請され、かつ、当 MEP が開示を妥当だと判断した場合
 - (4)利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合
 - (5)個人情報保護法により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

第15条 変更の届出

- 1、会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅延なく MEP に変更の届出をするものとする。
- 2、前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、MEP は一切の責任を負いません。

第16条 退会

- 1、会員は、当 MEP が定める所定の方法にて届け出ることにより、任意にいつでも退会することが出来ます。但し、やむを得ない事由がある時を除き、退会の1ヶ月以上前に当 MEP に対して予告するものとする。
- 2、尚、会員が次の各号に該当したときは、退会したものとみなす。

- (1)当該会員が死亡し若しくは失宣告を受け、又は解散した時
 - (2)会員規約に反し当 MEP の運営に支障をきたした時
 - (3)事務局の決議を受けた時
- 3、退会した時は当 MEP のサービスは利用出来ません。退会后、MEP のサービスを受けるには、再度、規定の入会申込手続きを行うことが必要となります。

第 17 条 除名

- 1、MEP は、事前の告知を要せず、事務局の決議により除名を決定できるものとします。
- 2、個人会員及び法人会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、MEP は当該会員の資格を一時停止又は除名することができるものとします。
 - (1)本規約その他の規則に違反した時
 - (2)当 MEP の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時
 - (3)その他除名すべき正当な事由がある時

第 18 条 会員資格の喪失

- (1)会員は、第 16 条及び第 17 条の定めによりその資格を喪失します。
- (2)当 MEP は、前項に該当する会員に対して、既に受領し売上代金など金銭の払い戻し等は行いません。
- (3)第 1 項に該当する会員が、当該時点で発生している購入代金などの債務等、当 MEP に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しません。債務についてはその一切を一括して履行するものとします。
- (4)第 1 項に該当することで当 MEP 及び会員が損害を被った場合、当 MEP 及び会員は当該喪失会員に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第 19 条 権利帰属等

- (1)HH の製品企画開発を除き当 MEP が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権、その他の知的財産は、すべて当 MEP 事務局に帰属するものとします。
- (2)会員は、当 MEP の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当 MEP 及び HH から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、改変、編集、翻訳、送信する事は出来ません。
- (3)前 2 項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとします。

第 20 条 規約の変更

- (1)本規約の改変は、役員の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜変更できるものとします。
- (2)本契約を変更した場合、HH のホームページに掲載して通知するものとします。

第21条 資金の決済方法

MEP 及び MEP 会員並びに HH との資金の決済口座は別途通知するものとし、
月末締め切り翌月 15 日までに手数料振込人負担により振り込むものとする。

第22条 準拠法および専属的合意管轄裁判所

本契約は日本法に準拠します。

又、本契約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、岡山地方裁判所を第一審の専属的
合
意管轄裁判所とします。

附則：本規約は、2021年10月1日から実施します。

改訂：2022年6月1日